

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 55(オ)781	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	管理委託契約確認等	原審事件番号	昭和 53(ネ)2544
裁判年月日	昭和 56 年 2 月 5 日	原審裁判年月日	昭和 55 年 4 月 21 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民第 132 号 85 頁		

判示事項	別荘地の管理契約の一方的解約が認められなかった事例
裁判要旨	別荘地の所有者が別荘地の分譲業者との間の土地管理契約に基づかなければ分譲業者の水道等の諸施設を利用することができず、分譲業者も右管理契約に基づく管理費によつて別荘地の維持、管理の経費をまかなっているなど原判示の事実関係のもとにおいては受任者である分譲業者から一方的に右管理契約を解約することができない。

全 文	
主 文	
	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	
	上告代理人井上忠巳の上告理由について 所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らし肯認することができ、 <u>右事実関係のもとにおいて上告人の本件解約権の行使は許されないとした原審の判断は、正当として是認することができる。</u> 原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 中村治朗 裁判官 団藤重光 裁判官 藤崎万里 裁判官 本山亨 裁判官 谷口正孝)

※参考：判例タイムズ 436 号 121 頁、判例時報 996 号 63 頁、金融商事判例 617 号 22 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO1145 頁